

## 令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と 被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から8年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。令和元年（平成31年）度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、44億円が予算化されている。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されている。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

本事業の対象は全国各地に避難している子どもたちである。福島県では、平成30年4月時点で1万7千人以上の子どもたちが県内外で避難生活を送っている（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧される。

復興庁は平成30年12月18日、「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」を公表した。被災した児童生徒等に対する支援について「復興・創生期間後も家族や住居を失い心のケア等の支援が必要な児童生徒が一定数就学している学校が残る可能性があり、特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置等に対する支援について、一定期間継続が必要であるとの要望がある」と報告している。

平成31年3月8日には、『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定され、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示した。この中の「具体的な取組」にも「被災した子どもが安心して学ぶこ

とができる教育環境の確保に取り組む」とある。

福島復興・再生に向けた動きは本格的に始まっているが、これからも「被災児童生徒就学支援等事業」の継続による就学支援は必要である。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう強く要請し、令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うことを求める。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出する。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和2年度及び復興・創生期間後においても全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

復興大臣	渡辺 博道 様
総務大臣	石田 真敏 様
財務大臣	麻生 太郎 様
文部科学大臣	柴山 昌彦 様

白河市議会議長

筒井 孝充